

建設消防委員会

住 宅 課

市営住宅使用料等の債権放棄について

1 債権放棄の概要

市営住宅退去済の滞納者の住宅使用料及び駐車場使用料のうち、1件について浜松市債権管理条例第12条第1項第6号に該当するため、平成31年4月1日付で債権放棄を行いましたのでご報告するものです。

2 債権放棄の内容

No	氏 名	住宅使用料	駐車場使用料	合 計	条例第12条第1項
1	A 氏	54,100円	8,000円	62,100円	第6号該当

3 債権放棄の経緯

A氏は、離職等により、住宅使用料と駐車場使用料を滞納した。

A氏は納期に遅れながらも使用料を支払っていたが、連絡なく所在不明となった。

本使用料の請求対象であるA氏、A氏の夫及びA氏の連帯保証人について、住民票の照会をしたところ全員がブラジルへ出国済と判明したため、浜松市債権管理条例第10条第2号により使用料の徴収を停止した。その後の調査でも再入国の記録はなかった。

以上の件について、回収困難として債権処理庁内検討委員会に諮ったところ、債権放棄が妥当であるとの検討結果から、浜松市債権管理条例第12条第1項第6号に基づき債権放棄した。

[参 考]

浜松市債権管理条例の抜粋

(徴収停止)

第 10 条 市長等は、その他の債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

(1) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。

(2) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。

(3) 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

(その他の債権の放棄)

第 12 条 市長は、その他の債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

(1)～(5)略

(6) 第 10 条に規定する徴収停止の措置をとった当該債権について、当該徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお同条各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認められるとき。

(7)(8)略

2 市長等は、前項の規定によりその他の債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

3 略